

用地調査等共通仕様書の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後
<p data-bbox="293 528 929 580">用地調査等業務共通仕様書</p> <p data-bbox="495 1031 723 1074">令和<u>4</u>年7月</p> <p data-bbox="461 1211 763 1249">静岡県交通基盤部</p>	<p data-bbox="1310 528 1946 580">用地調査等業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1509 1031 1738 1074">令和<u>6</u>年7月</p> <p data-bbox="1476 1211 1778 1249">静岡県交通基盤部</p>

用地調査等業務共通仕様書

目 次

第1章～第5章	(略)	
第6章	建物等の調査	
第1節	調 査	
第69条～第72条	(略)	
第73条	木造特殊建物	29
第74条～第80条	(略)	
第2節	調査書等の作成	
第81条～第83条	(略)	
第84条	木造特殊建物	31
第85条～第89条	(略)	
第90条	墳墓	32
第91条	立竹木	32
第3節	算 定	
第92条	移転先の検討	33
第93条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	33
第94条	木造建物	33
第95条	木造特殊建物	34
第96条	非木造建物	34
第97条	照応建物の詳細設計	34
第98条	機械設備	34
第99条	生産設備	34
第100条	附帯工作物	34
第101条	庭園	35
第102条	墳墓	35
第103条	立竹木	35
第7章	(略)	
第8章	消費税等調査	
第110条	消費税等に関する調査等	36
第111条	調査	37
第112条	補償の要否の判定等	37
第9章	予 備 調 査	
第1節	調 査	
第113条	予備調査	38
第114条	企業内容等の調査	38
第115条	敷地使用実態の調査	38
第116条	建物調査	39

用地調査等業務共通仕様書

目 次

第1章～第5章	(略)	
第6章	建物等の調査	
第1節	調 査	
第69条～第72条	(略)	
第73条	木造特殊建物	30
第74条～第80条	(略)	
第2節	調査書等の作成	
第81条～第83条	(略)	
第84条	木造特殊建物	32
第85条～第89条	(略)	
第90条	墳墓	33
第91条	立竹木	33
第3節	算 定	
第92条	移転先の検討	33
第93条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	33
第94条	木造建物	34
第95条	木造特殊建物	34
第96条	非木造建物	34
第97条	照応建物の詳細設計	34
第98条	機械設備	34
第99条	生産設備	35
第100条	附帯工作物	35
第101条	庭園	35
第102条	墳墓	35
第103条	立竹木	35
第7章	(略)	
第8章	消費税等調査	
第110条	消費税等に関する調査等	37
第111条	調査	37
第112条	補償の要否の判定等	38
第9章	予 備 調 査	
第1節	調 査	
第113条	予備調査	38
第114条	企業内容等の調査	38
第115条	敷地使用実態の調査	39
第116条	建物調査	39

第 117 条 機械設備等調査	39
第 2 節 調査書等の作成	
第 118 条 企業概要書	39
第 119 条 配置図	39
第 120 条 建物、機械設備等の図面作成	40
第 121 条 移転計画案の作成	40
第 3 節 算 定	
第 122 条 補償概算額の算定	40
第 10 章 移転工法案の検討	
第 1 節 調 査	
第 123 条 移転工法案の検討	41
第 124 条 企業内容等の調査	41
第 125 条 敷地使用実態の調査	41
第 2 節 (略)	
第 11 節 (略)	
<u>第 12 章 補償説明</u>	
<u>第 131 条 補償説明</u>	<u>43</u>
<u>第 132 条 概況ヒアリング等</u>	<u>44</u>
<u>第 133 条 説明資料の作成等</u>	<u>44</u>
<u>第 134 条 権利者に対する説明</u>	<u>44</u>
<u>第 135 条 記録簿の作成</u>	<u>44</u>
<u>第 136 条 説明後の措置</u>	<u>44</u>
第 13 章 事業認定申請図書等の作成	
第 137 条 事業認定申請図書等の作成	45
第 138 条 事業認定申請図書の作成	45
第 139 条 事業計画の説明	45
第 140 条 現地踏査	45
第 141 条 起業地の範囲の検討	45
第 142 条 事業認定申請図書の作成方法	45
第 143 条 相談用資料の作成方法	46
第 144 条 相談用資料の添付図面の作成方法	46
第 145 条 申請図書の作成	46
第 146 条 裁決申請図書の作成	46
第 147 条 現地踏査	47
第 148 条 裁決申請図書の作成方法	47
第 149 条 明渡裁決申立図書の作成	47
第 150 条 現地踏査	47
第 151 条 明渡裁決申立図書の作成方法	47
第 14 章 地盤変動影響調査等	
第 1 節 調 査	

第 117 条 機械設備等調査	39
第 2 節 調査書等の作成	
第 118 条 企業概要書	40
第 119 条 配置図	40
第 120 条 建物、機械設備等の図面作成	40
第 121 条 移転計画案の作成	40
第 3 節 算 定	
第 122 条 補償概算額の算定	41
第 10 章 移転工法案の検討	
第 1 節 調 査	
第 123 条 移転工法案の検討	41
第 124 条 企業内容等の調査	41
第 125 条 敷地使用実態の調査	42
第 2 節 (略)	
第 11 節 (略)	
<u>(削る)</u>	
第 12 章 事業認定申請図書等の作成	
第 131 条 事業認定申請図書等の作成	44
第 132 条 事業認定申請図書の作成	44
第 133 条 事業計画の説明	44
第 134 条 現地踏査	44
第 135 条 起業地の範囲の検討	44
第 136 条 事業認定申請図書の作成方法	45
第 137 条 相談用資料の作成方法	45
第 138 条 相談用資料の添付図面の作成方法	45
第 139 条 申請図書の作成	45
第 140 条 裁決申請図書の作成	46
第 141 条 現地踏査	46
第 142 条 裁決申請図書の作成方法	46
第 143 条 明渡裁決申立図書の作成	46
第 144 条 現地踏査	46
第 145 条 明渡裁決申立図書の作成方法	46
第 13 章 地盤変動影響調査等	
第 1 節 調 査	

第 152 条	地盤変動影響調査	48
第 153 条	調査	48
第 153 条の 2	水準測量	48
第 154 条	費用負担の要否の検討	48
第 2 節	算 定	
第 155 条	費用負担額の算定	49
第 3 節	費用負担の説明	
第 156 条	費用負担の説明	49
第 157 条	概況ヒアリング等	49
第 158 条	説明資料の作成等	49
第 159 条	権利者に対する説明	49
第 160 条	記録簿の作成	49
第 161 条	説明後の措置	50
第 15 章	管理担当課への引継図書の作成	
第 162 条	公図等の転写	50
第 163 条	公図等転写連続図作成	50
第 164 条	土地の登記記録調査	50
第 165 条	実測平面図等の整理	50
第 166 条	土地買取調書の作成	51
第 16 章	写真台帳の作成	
第 167 条	写真台帳の作成	51
第 17 章	土地調書及び物件調書の作成等	
第 168 条	土地調書等の作成	51
成果物一覧表		
様式第 1 号～第 22 号		
別記 1	不動産調査報告書記載要領	
別記 2	土地評価業務処理要領	
別記 3	(欠番)	
別記 4	(欠番)	
別記 5	事業認定申請図書作成要領	

第 146 条	地盤変動影響調査	47
第 147 条	調査	47
第 147 条の 2	水準測量	47
第 148 条	費用負担の要否の検討	47
第 2 節	算 定	
第 149 条	費用負担額の算定	48
第 3 節	費用負担の説明	
第 150 条	費用負担の説明	48
第 151 条	概況ヒアリング等	48
第 152 条	説明資料の作成等	48
第 153 条	権利者に対する説明	48
第 154 条	記録簿の作成	49
第 155 条	説明後の措置	49
第 14 章	管理担当課への引継図書の作成	
第 156 条	公図等の転写	49
第 157 条	公図等転写連続図作成	49
第 158 条	土地の登記記録調査	49
第 159 条	実測平面図等の整理	50
第 160 条	土地買取調書の作成	50
第 15 章	写真台帳の作成	
第 161 条	写真台帳の作成	50
第 16 章	土地調書及び物件調書の作成等	
第 162 条	土地調書等の作成	51
成果物一覧表		
様式第 1 号～第 23 号		
別記 1	不動産調査報告書記載要領	
別記 2	土地評価業務処理要領	
別記 3	(欠番)	
別記 4	(欠番)	
別記 5	事業認定申請図書作成要領	

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 (略)
- 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。(第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) (略)

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

第1節 用地調査等業務の実施手続

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 (略)
- 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。(第13章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)

(注) (略)

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 (略)
- 二 用地調査等業務で知り得た**権利者側**の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
また、実施に当たっては、**権利者**に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 **権利者**から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(新設)

(算定資料)

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。

ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

- 2 (略)

(成果物)

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一～三 (略)

四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。

- 2～4 (略)

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第158号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2～12 (略)

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 (略)
- 二 用地調査等業務で知り得た**権利者等**の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
また、実施に当たっては、**権利者等**に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 **権利者等**から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

五 契約締結後14日(休日等を含む。)以内に用地調査等業務に係る個人情報の取扱いに関する点検表(様式第23号)を監督員に提出しなければならない。

(算定資料)

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。

ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

- 2 (略)

(成果物)

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一～三 (略)

(削る)

- 2～4 (略)

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2～12 (略)

(低入札業務において講ずる措置)

第32条 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。

一～二 (略)

三 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、別紙第三者照査等結果報告書により落札者、第三者が署名押印のうえ、業務完了までに発注者に提出する。

四 (略)

2 (略)

(保険加入の義務)

第35条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(新設)

(補償額の端数処理)

第40条 建物等の補償額の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

- | | |
|----------------------|------------|
| イ 100円未満のとき | 1円未満切り捨て |
| ロ 100円以上10,000円未満のとき | 10円未満切り捨て |
| ハ 10,000円以上のとき | 100円未満切り捨て |

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

第4章 用地測量

第2節 境界測量

(用地境界仮杭の設置)

第59条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。

二～三 (略)

(低入札業務において講ずる措置)

第32条 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。

一～二 (略)

三 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、別紙第三者照査等結果報告書により落札者、第三者が署名押印の上、業務完了までに発注者に提出する。

四 (略)

2 (略)

(保険加入の義務)

第35条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。

(補償額の端数処理)

第40条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

- | | |
|----------------------|------------|
| イ 100円未満のとき | 1円未満切り捨て |
| ロ 100円以上10,000円未満のとき | 10円未満切り捨て |
| ハ 10,000円以上のとき | 100円未満切り捨て |

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

第4章 用地測量

第2節 境界測量

(用地境界仮杭の設置)

第59条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

一 原則として、関連する権利者の立会いの上、行う。

二～三 (略)

第5章 土地評価

(現地踏査及び資料作成)

第65条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 (略)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

(1)～(7) (略)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四～六 (略)

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第66条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(木造建物)

第72条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成30年5月29日付け建公第39号静岡県公共用地課長通知（以下「建物要領」という。））別添二木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

第5章 土地評価

(現地踏査及び資料作成)

第65条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 (略)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理の上、調査表を作成する。

(1)～(7) (略)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理の上、作成する。

四～六 (略)

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第66条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記の上、作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(木造建物)

第72条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物移転料算定要領（平成30年5月29日付け建公第39号静岡県公共用地課長通知（以下「建物要領」という。））別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法]」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第73条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(新設)

(機械設備)

第75条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第48号国土交通省土地・建設産業局地価調査課長通知)。(以下「機械設備要領」という。))により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(木造建物)

第83条 木造建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔I〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
- 3 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図(縮尺100分の1)
 - 二 床伏図(縮尺100分の1)
 - 三 軸組図(縮尺100分の1)
 - 四 小屋伏図(縮尺100分の1)

(木造特殊建物)

第84条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第73条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図(縮尺100分の1)
 - 二 床伏図(縮尺100分の1)
 - 三 軸組図(縮尺100分の1)
 - 四 小屋伏図(縮尺100分の1)
 - 五 断面図(矩計図)(縮尺50分の1)
 - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図(縮尺は適宜のものとする。)
- 3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
 - 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
 - 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(木造特殊建物)

第73条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、基準細則第15別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(機械設備)

第75条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領(令和3年6月11日付け建経公第47号静岡県公共用地課長通知)。(以下「機械設備要領」という。))により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(木造建物)

第83条 木造建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔I〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。
- 3 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図(縮尺100分の1)
 - 二 床伏図(縮尺100分の1)
 - 三 軸組図(縮尺100分の1)
 - 四 小屋伏図(縮尺100分の1)

(木造特殊建物)

第84条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第73条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図(縮尺100分の1)
 - 二 床伏図(縮尺100分の1)
 - 三 軸組図(縮尺100分の1)
 - 四 小屋伏図(縮尺100分の1)
 - 五 断面図(矩計図)(縮尺50分の1)
 - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図(縮尺は適宜のものとする。)
- 3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。
 - 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
 - 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第92条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(四)アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

一～二 (略)

2～4 (略)

(木造建物)

第94条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第95条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第84条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調 査

(居住者等に関する調査)

第106条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）

二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）

三 住居の占有面積及び使用の状況

四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

第3節 算 定

(移転先の検討)

第92条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

一～二 (略)

2～4 (略)

(木造建物)

第94条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか〕により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第95条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第84条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調 査

(居住者等に関する調査)

第106条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）

二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）

三 住居の占有面積及び使用の状況

四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

- 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

- 第108条** 営業に関する調査書は、第105条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第106条の調査結果を基に居住者調査表(様式第11号の1、第11号の2)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

- 第109条** 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

(新設)

- 2** 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積りを徴するものとする。

(新設)

第8章 消費税等調査

(調査)

- 第111条** 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」

- 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(平成30年5月29日付け建公第45号静岡県公共用地課長通知(以下「仮住居要領」という。))、家賃減収補償調査算定要領(平成30年5月29日付け建公第46号静岡県公共用地課長通知(以下「家賃減収要領」という。))又は借家人補償調査算定要領(平成30年5月29日付け建公第47号静岡県公共用地課長通知(以下「借家人要領」という。))により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

- 第108条** 営業に関する調査書は、第105条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第106条の調査結果を基に居住者調査表(様式第11号の1、第11号の2)により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

- 第109条** 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2** 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。

- 3** 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積りを徴するものとする。

- 4** 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領(平成30年5月29日付け建公第49号静岡県公共用地課長通知)により行うものとする。

第8章 消費税等調査

(調査)

- 第111条** 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」

- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書

(新設)

(新設)

十七 その他の資料

第9章 予備調査

第2節 調査書等の作成

(移転計画案の作成)

第121条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第114条から第117条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(四)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一～七 (略)

2 (略)

第10章 移転工法案の検討

第2節 調査書等の作成

(移転工法案の作成)

第127条 大規模工場等の移転工法案は、第70条から第78条まで、第80条、第124条及び第125条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(四)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一～七 (略)

2 (略)

- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書

十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書

十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書

十九 その他の資料

第9章 予備調査

第2節 調査書等の作成

(移転計画案の作成)

第121条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第114条から第117条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一～七 (略)

2 (略)

第10章 移転工法案の検討

第2節 調査書等の作成

(移転工法案の作成)

第127条 大規模工場等の移転工法案は、第70条から第78条まで、第80条、第124条及び第125条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一～七 (略)

2 (略)

(補償額の比較)

第 128 条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第 1 5 第 1 項 (四) エに定める補償額の比較を行うものとする。

2 (略)

第 1 2 章 補 償 説 明

(補償説明)

第 131 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第 132 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 133 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 134 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 135 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 14 号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

(補償額の比較)

第 128 条 前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第 1 5 第 1 項 (4) エに定める補償額の比較を行うものとする。

2 (略)

(削る)

~~第 136 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。~~

~~2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。~~

~~3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。~~

第 1 3 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 137 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成等をいうものとする。

一～三 (略)

(事業認定申請図書の作成)

第 138 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

一～二 (略)

(事業計画の説明)

第 139 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 140 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 141 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 (略)

(事業認定申請図書の作成方法)

第 142 条 事業認定申請図書は、法第 18 条並びに法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところに従うほか、別記 5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

第 1 2 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 131 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成等をいうものとする。

一～三 (略)

(事業認定申請図書の作成)

第 132 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

一～二 (略)

(事業計画の説明)

第 133 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 134 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 135 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 (略)

(事業認定申請図書の作成方法)

第 136 条 事業認定申請図書は、法第 18 条並びに法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところに従うほか、別記 5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第 143 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

一～七 (略)

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 144 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第 142 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

一～九 (略)

(申請図書の作成)

第 145 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 146 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 147 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第 148 条 裁決申請図書は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

一～十 (略)

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 149 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 150 条 明渡裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。

(相談用資料の作成方法)

第 137 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

一～七 (略)

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第 138 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第 136 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

一～九 (略)

(申請図書の作成)

第 139 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 140 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 141 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第 142 条 裁決申請図書は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

一～十 (略)

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 143 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 144 条 明渡裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 151 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。
一～七 (略)

第 1 4 章 地盤変動影響調査等

第 1 節 調 査

(地盤変動影響調査)

第 152 条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第 153 条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成 30 年 6 月 12 日付け建公第 42 号静岡県公共用地課長通知）により行うものとする。
2 (略)

(水準測量)

第 153 条の 2 地盤変動影響調査算定要領第 9 条第 2 項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。
一～四 (略)
2 前項により難しい場合は、監督員~~職~~員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第 154 条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。
2 (略)

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 145 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。
一～七 (略)

第 1 3 章 地盤変動影響調査等

第 1 節 調 査

(地盤変動影響調査)

第 146 条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第 147 条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成 30 年 6 月 12 日付け建公第 42 号静岡県公共用地課長通知）により行うものとする。
2 (略)

(水準測量)

第 147 条の 2 地盤変動影響調査算定要領第 9 条第 2 項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。
一～四 (略)
2 前項より難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第 148 条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。
2 (略)

第2節 算定

(費用負担額の算定)

第155条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
2 (略)

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第156条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第157条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第158条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

一～三 (略)

(権利者に対する説明)

第159条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。

二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ること。

2 (略)

(記録簿の作成)

第160条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。

第2節 算定

(費用負担額の算定)

第149条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
2 (略)

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第150条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第151条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概要を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第152条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

一～三 (略)

(権利者に対する説明)

第153条 権利者に対する説明は、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。

二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ること。

2 (略)

(記録簿の作成)

第154条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 161 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。
2～3 (略)

第 1 5 章 管理担当課への引継図書の作成

(公図等の転写)

第 162 条 公図等の転写は、第 42 条を準用して作成するものとする。

(公図等転写連続図作成)

第 163 条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 土地の取得等の線
- 二 第 164 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(土地の登記記録調査)

第 164 条 土地の登記記録調査は、第 162 条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。
一～五 (略)

(実測平面図等の整理)

第 165 条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督員の指示する事項を記入し整理するものとする。

(土地買取調書の作成)

第 166 条 受注者は、第 164 条により調査した事項を、土地買取調書(様式第 22 号)に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第 1 6 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 167 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
一～四 (略)
五 第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。

(説明後の措置)

第 155 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。
2～3 (略)

第 1 4 章 管理担当課への引継図書の作成

(公図等の転写)

第 156 条 公図等の転写は、第 42 条を準用して作成するものとする。

(公図等転写連続図作成)

第 157 条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 土地の取得等の線
- 二 第 158 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(土地の登記記録調査)

第 158 条 土地の登記記録調査は、第 156 条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。
一～五 (略)

(実測平面図等の整理)

第 159 条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督員の指示する事項を記入し整理するものとする。

(土地買取調書の作成)

第 160 条 受注者は、第 158 条により調査した事項を、土地買取調書(様式第 22 号)に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第 1 5 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 161 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 13 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
一～四 (略)
五 第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。

六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
2～3 (略)

第17章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第168条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。

六 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
2～3 (略)

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第162条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。

成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。
- 2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果物の名称	様式等	備考
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写巻縮図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地籍測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表 (土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表 (建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿 相続関係図	監督員の指示する書式	登記事項証明書を添付する。 名義人の相続に係る場合は、 相続関係を証する戸籍簿等の 謄本又は抄本をすべて添付す る。
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表 墓地使用 (祭し) 者調査表		改葬の補償及び祭し料調査算 定要領参照
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等 調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履 歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
現況利用調査表				
履歴等聞き取り調査表				
第4章 用地測量	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	
	復元測量・補助 基準点の設置・ 境界測量・用地 境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点綱図		
		計算書		
		成果簿		
	境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) には適宜符合を付し、略図 を記載するものとする。	
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の 作成	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#500)
		用地平面図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		確定図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
用地管理図		ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)	
不動産調査報告書		別記様式1-1	別記1不動産調査報告書記載 要領参照	
不動産調査報告書添付図面				
関係官公庁への 手続き等	公共測量実施計画書 (案)	測量法第36条		
	公共測量成果等の提出につい て (案)	測量法第40条		
	その他の手続書類			

成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。
- 2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果物の名称	様式等	備考
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写巻縮図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地籍測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表 (土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表 (建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿 相続関係図	監督員の指示する書式	登記事項証明書を添付する。 名義人の相続に係る場合は、 相続関係を証する戸籍簿等の 謄本又は抄本をすべて添付す る。
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表 墓地使用 (祭し) 者調査表		改葬の補償及び祭し料調査算 定要領参照
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等 調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履 歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
現況利用調査表				
履歴等聞き取り調査表				
第4章 用地測量	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	
	復元測量・補助 基準点の設置・ 境界測量・用地 境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点綱図		
		計算書		
		成果簿		
	境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) には適宜符合を付し、略図 を記載するものとする。	
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の 作成	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#500)
		用地平面図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		確定図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
用地管理図		ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)	
不動産調査報告書		別記様式1-1	別記1不動産調査報告書記載 要領参照	
不動産調査報告書添付図面				
関係官公庁への 手続き等	公共測量実施計画書 (案)	測量法第36条		
	公共測量成果等の提出につい て (案)	測量法第40条		
	その他の手続書類			

第5章 土地評価	土地評価	位置図		別記2 土地評価業務処理要領 参照	第5章 土地評価	土地評価	位置図		別記2 土地評価業務処理要領 参照					
		同一状況地域の区分図					同一状況地域の区分図							
		標準地評価調書(案)					標準地評価調書(案)							
		標準地評価格等算額表	別記様式2-1				標準地評価格等算額表	別記様式2-1						
		同一状況地域の範囲及び状況	別記様式2-2				同一状況地域の範囲及び状況	別記様式2-2						
		その他(添付書類等)	別記様式2-3				その他(添付書類等)	別記様式2-3						
		標準地評価格算出表	別記様式2-4				標準地評価格算出表	別記様式2-4						
		試算価格算出表	別記様式2-5				試算価格算出表	別記様式2-5						
		標準地画地図	別記様式2-6				標準地画地図	別記様式2-6						
		取引事例地画地図	別記様式2-7				取引事例地画地図	別記様式2-7						
		地或要因調査及び格差率算定表	付表1の1①～ 1の10				地或要因調査及び格差率算定表	付表1の1①～ 1の10						
		個別的要因調査及び標準化補正率算 定表	付表2の1①～ 2の8②				個別的要因調査及び標準化補正率算 定表	付表2の1①～ 2の8②						
		比準調書(案)					比準調書(案)							
		個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～ 3の8				個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～ 3の8						
		残地補償額算定調書(案)					残地補償額算定調書(案)							
		残地に関する補償額系内訳表	別記様式2-8				残地に関する補償額系内訳表	別記様式2-8						
		残地補償額算定表	別記様式2-9				残地補償額算定表	別記様式2-9						
残地補償額算定表 (一休評価用)	別記様式2-10 別記様式2-11	残地補償額算定表 (一休評価用)	別記様式2-10 別記様式2-11											
その他必要とする書類		その他必要とする書類												
第6章 建物等の調 査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		建物棟本計算定要領参照	第6章 建物等の調 査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		建物棟本計算定要領参照					
		平面図					平面図							
		立面図					立面図							
		屋根伏図					屋根伏図							
		建築図備位置図					建築図備位置図							
		その他必要とする図面					その他必要とする図面							
		木造建物調査表					木造建物調査表							
		木造建物数量計算書(外壁)					木造建物数量計算書(外壁)							
		木造建物数量計算書(内壁)					木造建物数量計算書(内壁)							
		木造建物数量計算書(床・天井)					木造建物数量計算書(床・天井)							
		木造建物数量計算書(建具)					木造建物数量計算書(建具)							
		木造建物数量計算書(その他)					木造建物数量計算書(その他)							
		木造建物建築直接工事費計算書					木造建物建築直接工事費計算書							
		建物棟本計算定表					建物棟本計算定表							
		木造建物解体直接工事費計算書					木造建物解体直接工事費計算書							
		非木造建物	建物概要					建物棟本計算定要領参照		第6章 建物等の調 査	非木造建物	建物概要		建物棟本計算定要領参照
			配置図									配置図		
平面図			平面図											
断面図			断面図											
杭地業想定設計図			杭地業想定設計図											
根切想定設計図			根切想定設計図											
上部く体现伏図			上部く体现伏図											
立面図			立面図											
仕上表			仕上表											
面積表			面積表											
建具表			建具表											
建築図備表			建築図備表											
その他必要とする図面			その他必要とする図面											

		工事内訳明細書総括表				工事内訳明細書総括表				工事工程表				種目内訳、中科目内訳、細目内訳				建物純単料算定表				機械設備	機械設備調査算定 要領参照			電気設備図				配管設備図				機械基礎図				プロセッサ設備図				その他必要とする図面				機械設備調査表				機械設備算定内訳書				機械設備直接工事費明細書				機械設備厨工数等算書				機械設備通数台数計算書				機械設備見積比較表				生産設備	必要とする図面				調査表及び算定書				附帯工作物	附帯工作物設置図	附帯工作物調査算定要領参照			附帯工作物の詳細図				その他必要とする図面				附帯工作物調査表				附帯工作物補償額算定書				庭園・墳墓・立竹 木	必要とする図面				調査表及び算定書				墓碑類調査表	改葬の補償及び祭し料 調査算定要領参照			立竹木調査表	立竹木調査算定要領参照			立竹木補償額算定書				照応建物の詳細 設計	必要とする図面				計画概要表(検討資料)	様式第10号の1			計画概要表	様式第10号の2			計画概要比較表	様式第10号の3			面積比較表	様式第10号の4			第7章 営業その他の 調査	営業に関する調 査	事業概要説明書	営業調査算定要領参照			設備・機械器具調査表				生産及び販売実態調査表				受注又は顧客動向調査表				在庫率及び回転率調査表				得意先契約調査表				移転広告費調査表				営業の権利調査表				固定資産及び流動資産調査表				業種別算定(1) 製造業	別居様式4-1-1			業種別算定(2) 卸・小売業	別居様式4-1-2			業種別算定(3) 飲食・サービス業	別居様式4-1-3			業種別算定(4) 建設業	別居様式4-1-4			営業補償金額総括表	別居様式4-2			事業所及び営業概況書				第7章 営業その他の 調査	営業に関する調 査	事業概要説明書	営業調査算定要領参照			設備・機械器具調査表				生産及び販売実態調査表				受注又は顧客動向調査表				在庫率及び回転率調査表				得意先契約調査表				移転広告費調査表				営業の権利調査表				固定資産及び流動資産調査表				業種別算定(1) 製造業	別居様式4-1-1			業種別算定(2) 卸・小売業	別居様式4-1-2			業種別算定(3) 飲食・サービス業	別居様式4-1-3			業種別算定(4) 建設業	別居様式4-1-4			営業補償金額総括表	別居様式4-2			事業所及び営業概況書			
--	--	------------	--	--	--	------------	--	--	--	-------	--	--	--	-----------------	--	--	--	----------	--	--	--	------	------------------	--	--	-------	--	--	--	-------	--	--	--	-------	--	--	--	----------	--	--	--	------------	--	--	--	---------	--	--	--	-----------	--	--	--	--------------	--	--	--	------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-----------	--	--	--	------	---------	--	--	--	----------	--	--	--	-------	----------	---------------	--	--	-----------	--	--	--	------------	--	--	--	----------	--	--	--	-------------	--	--	--	---------------	---------	--	--	--	----------	--	--	--	--------	------------------------	--	--	--------	-------------	--	--	-----------	--	--	--	---------------	---------	--	--	--	-------------	----------	--	--	-------	----------	--	--	---------	----------	--	--	-------	----------	--	--	---------------------	--------------	---------	------------	--	--	------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	----------	--	--	--	----------	--	--	--	----------	--	--	--	---------------	--	--	--	--------------	-----------	--	--	----------------	-----------	--	--	-------------------	-----------	--	--	--------------	-----------	--	--	-----------	---------	--	--	------------	--	--	--	---------------------	--------------	---------	------------	--	--	------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	----------	--	--	--	----------	--	--	--	----------	--	--	--	---------------	--	--	--	--------------	-----------	--	--	----------------	-----------	--	--	-------------------	-----------	--	--	--------------	-----------	--	--	-----------	---------	--	--	------------	--	--	--

事業認定申請図書等の作成	成 事前相談用資料の作成 裁決申請図書の作成 明渡裁決申立図書の作成 説明会の準備	事前相談用資料		要領参照
		本申請図書		
		裁決申請図書		
		明渡裁決申立図書		
第14章 地盤変動影響調査	地盤変動影響調査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定 要領参照
		建物等調査書		
		損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書		
第15章 管理担当課への引継図書の作成		転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写書簡図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		用地実測図等	ポリエステルシート	
		土地買取調書	様式第22号	
第16章 写真台帳の作成	写真台帳の作成	写真台帳		
		写真撮影方向図		
第17章 土地調書及び物件調書	土地及び物件調書作成	土地調書	様式15号	
		物件調書	様式16号	

事業認定申請図書等の作成	成 事前相談用資料の作成 裁決申請図書の作成 明渡裁決申立図書の作成 説明会の準備	事前相談用資料		要領参照
		本申請図書		
		裁決申請図書		
		明渡裁決申立図書		
第13章 地盤変動影響調査	地盤変動影響調査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定 要領参照
		建物等調査書		
		損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書		
第14章 管理担当課への引継図書の作成		転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写書簡図	ポリエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		用地実測図等	ポリエステルシート	
		土地買取調書	様式第22号	
第15章 写真台帳の作成	写真台帳の作成	写真台帳		
		写真撮影方向図		
第16章 土地調書及び物件調書	土地及び物件調書作成	土地調書	様式15号	
		物件調書	様式16号	

様式第1号（第17条関係）

貸与品等引渡通知書

年 月 日

様

発注者 住 所
氏 名 （ 監督員氏名 ）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第1号（第17条関係）

貸与品等引渡通知書

年 月 日

様

発注者 住 所
氏 名 （ 監督員氏名 ）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第2号（第17条関係）

貸与品等受領書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第2号（第17条関係）

貸与品等受領書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号（第17条関係）

貸与品等精算書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。				物品管理簿登記	
	年 月 日	職名	氏名		年 月 日	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第3号（第17条関係）

貸与品等精算書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。				物品管理簿登記	
	年 月 日	職名	氏名		年 月 日	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第4号（第17条関係）

貸与品等返納書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第4号（第17条関係）

貸与品等返納書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第5号（第19条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので用地調査
等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第5号（第19条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので用地調査
等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第6号の2 (第49条関係)

土地調査表										整理番号			
不動産登記簿					用地		登記記録調査		調査年月日	調査者			
表題部			権利部		符号	地籍	法人登記簿又は商業登記簿調査						
所在地	都府市区	郡市					戸籍簿等調査						
	町大字字						現況調査						
地番		地目			残地		所有権以外の権利又は仮登記の調査						
地積			符号	地籍									
所有者													
備考			現況調査		地目	地籍							
戸籍簿等法人登記簿又は商業登記簿調査			その他土地等の評価に必要な資料の調査										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第6号の2 (第49条関係)

土地調査表										整理番号			
不動産登記簿					用地		登記記録調査		調査年月日	調査者			
表題部			権利部		符号	地籍	法人登記簿又は商業登記簿調査						
所在地	都府市区	郡市					戸籍簿等調査						
	町大字字						現況調査						
地番		地目			残地		所有権以外の権利又は仮登記の調査						
地積			符号	地籍									
所有者													
備考			現況調査		地目	地籍							
戸籍簿等法人登記簿又は商業登記簿調査			その他土地等の評価に必要な資料の調査										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第7号の2（第49条関係）

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所在		家屋番号			
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部甲区欄（所有権）					
登記 名 義 人	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
権利部乙区欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第7号の2（第49条関係）

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所在		家屋番号			
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部甲区欄（所有権）					
登 記 名 義 人	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
権利部乙区欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第8号の1（第49条関係）

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号		
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日			
	登記名義人の住所					
	相続関係			相続系統図	別紙	
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所		
法定代理人等	氏名					
	住所					
	財産管理人	氏名				
		住所				
権利者が法人	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法人の代表者	氏名				
		住所				
	破産管財人等	氏名				
		住所				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第8号の1（第49条関係）

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号		
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日			
	登記名義人の住所					
	相続関係			相続系統図	別紙	
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所		
法定代理人等	氏名					
	住所					
	財産管理人	氏名				
		住所				
権利者が法人	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法人の代表者	氏名				
		住所				
	破産管財人等	氏名				
		住所				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第8号の2（第49条関係）

権利者調査表（建物）

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
	破産管財人等	氏名			
住所					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第8号の2（第49条関係）

権利者調査表（建物）

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
法定代理人等	氏名				
	住所				
財産管理人	氏名				
	住所				
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
	破産管財人等	氏名			
住所					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第9号（第56条関係）

年 月 日

様

土地所有者

住 所

氏 名

㊟

関 係 人

住 所

氏 名

㊟

住 所

氏 名

㊟

土地境界立会確認書

起業

工事用地の測量のため下記記載

の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

県 市 区

郡 町

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第9号（第56条関係）

年 月 日

様

土地所有者

住 所

氏 名

㊟

関 係 人

住 所

氏 名

㊟

住 所

氏 名

㊟

土地境界立会確認書

起業

工事用地の測量のため下記記載

の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

県 市 区

郡 町

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者	
所在地				用途地域	建ぺい率
土地所有者				容積率	その他
建物所有者				家族人員	占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
計					
敷地面積(A)		事業用地率 (B)/(A)		特記事項	
事業用地 面積(B)		残地建築 可能面積			
残地又は建築 可能面積(C)		建築可能 延べ面積			
営業の実態					
業種		基 本 額	収益	円	
従業員数			給料	円	
一か月の 売上			固定経費	円	
			計	円	
検討結果					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者	
所在地				用途地域	建ぺい率
土地所有者				容積率	その他
建物所有者				家族人員	占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
計					
敷地面積(A)		事業用地率 (B)/(A)		特記事項	
事業用地 面積(B)		残地建築 可能面積			
残地又は建築 可能面積(C)		建築可能 延べ面積			
営業の実態					
業種		基 本 額	収益	円	
従業員数			給料	円	
一か月の 売上			固定経費	円	
			計	円	
検討結果					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第10号の2 (第97条、第121条、第127条関係)

計 画 概 要 表

所在地		敷地面積 ・ m ²	用途に係るもの (機能)	特記事項	
建物所有者	土地所有者			に 係 る も の (機能)	特記事項
道 路 関 係	計画道路等 敷地に接面 する道路	郡・区・私・m 4 2条2項 年 月 日 道路 路 (第 号) 道路後退距離 m	1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 ()		
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域	構 造 に 係 る も の (基礎)		
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区 () 無指定 高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種			
	防火指定	防火・準防火・無指定	設 備 に 係 る も の		
	22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲			
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	角地適用	有・無 (条件)			
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	絶対高	有・無 () m			
	建築協定	有・無 ()			
	壁面後退	有・無 ()			
	斜線		そ の 他		
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

(注) 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。

様式第10号の2 (第97条、第121条、第127条関係)

計 画 概 要 表

所在地		敷地面積 ・ m ²	用途に係るもの (機能)	特記事項	
建物所有者	土地所有者			に 係 る も の (機能)	特記事項
道 路 関 係	計画道路等 敷地に接面 する道路	郡・区・私・m 4 2条2項 年 月 日 道路 路 (第 号) 道路後退距離 m	1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 ()		
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域	構 造 に 係 る も の (基礎)		
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区 () 無指定 高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種			
	防火指定	防火・準防火・無指定	設 備 に 係 る も の		
	22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲			
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	角地適用	有・無 (条件)			
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	絶対高	有・無 () m			
	建築協定	有・無 ()			
	壁面後退	有・無 ()			
	斜線		そ の 他		
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

(注) 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第10号の3（第121条、第127条関係）

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (・)	建ぺい率(%)	・ %	・ %	・ %
	容積率(%)	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面積増減率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット= (M) デメリット= (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版横とする。

様式第10号の3（第121条、第127条関係）

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (・)	建ぺい率(%)	・ %	・ %	・ %
	容積率(%)	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面積増減率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット= (M) デメリット= (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第10号の4（第97条、第121条、第127条関係）

面積比較表

No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1階床面積													
2階床面積													
3階床面積													
4階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率		①				%			%			%	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第10号の4（第97条、第121条、第127条関係）

面積比較表

No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1階床面積													
2階床面積													
3階床面積													
4階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率		①				%			%			%	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

居住者調査表

(自家・家主)		調査者		調査年月日		整理番号	
建物所在地							
建物所有者住所							
建物所有者氏名又は名称		法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)		
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日(不明の時は推定)	年月日	建物の取得方法		居住年月日(不明の時は推定)	年月日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年月日					
		年月日					
		年月日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家貸間の別	貸主	借家借間人氏名	家賃	貸家貸間面積	権利金数金	契約年月日	契約書の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況			住居面積				
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名		配偶者居住権者の住所					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居住者調査表

(自家・家主)		調査者		調査年月日		整理番号	
建物所在地							
建物所有者住所							
建物所有者氏名又は名称		法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)		
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日(不明の時は推定)	年月日	建物の取得方法		居住年月日(不明の時は推定)	年月日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年月日					
		年月日					
		年月日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家貸間の別	貸主	借家借間人氏名	家賃	貸家貸間面積	権利金数金	契約年月日	契約書の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況			住居面積				
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名		配偶者居住権者の住所					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第 11 号の 2 (第 108 条関係)

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査 年月日	整理 番号
住 所				
氏 名 又は名称	電話 番号	局 番 (呼)		
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	勤務先所在地
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家主氏名	家賃	月	円	権利金 敷 金
借家面積	借間面積		m ²	住 居 面 積
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無
使用状況	入居日 年 月 日	入居 期間	年	
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 判縦とする。

様式第 11 号の 2 (第 108 条関係)

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査 年月日	整理 番号
住 所				
氏 名 又は名称	電話 番号	局 番 (呼)		
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	勤務先所在地
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家主氏名	家賃	月	円	権利金 敷 金
借家面積	借間面積		m ²	住 居 面 積
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無
使用状況	入居日 年 月 日	入居 期間	年	
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

様式第 12 号 (第 112 条関係)

消費 税 等 調 査 表

(1 / 2)		調査者		年月日	
		都道 府県	郡 市	町 区	大字
調査対象者	住 所	都道 府県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

様式第 12 号 (第 112 条関係)

消費 税 等 調 査 表

(1 / 2)		調査者		年月日	
		都道 府県	郡 市	町 区	大字
調査対象者	住 所	都道 府県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

様式第 13 号の 1 (第 118 条、第 126 条関係)

企 業 概 要 書

所在地						組	織	図	製品等の製造工程流れ図
名称及び代表者									
業種									
製造、加工販売等品目						図	製品等の製造工程流れ図		
原材料、製品及び商品の種類									
主な仕入先販売先						製品等の製造工程流れ図			
移転工法検討上留意すべき事項									
敷地面積 (A)	m ²	事業用地面積 (B)	m ²	(B) / (A)	%	製品等の製造工程流れ図			
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他					
特記事項						製品等の製造工程流れ図			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

様式第 13 号の 1 (第 118 条、第 126 条関係)

企 業 概 要 書

所在地						組	織	図	製品等の製造工程流れ図
名称及び代表者									
業種									
製造、加工販売等品目						図	製品等の製造工程流れ図		
原材料、製品及び商品の種類									
主な仕入先販売先						製品等の製造工程流れ図			
移転工法検討上留意すべき事項									
敷地面積 (A)	m ²	事業用地面積 (B)	m ²	(B) / (A)	%	製品等の製造工程流れ図			
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他					
特記事項						製品等の製造工程流れ図			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

様式第 13 号の 2 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備 等の移転方法及 び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第 13 号の 2 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備 等の移転方法及 び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第 13 号の 3 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等) の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第 13 号の 3 (第 121 条、第 127 条関係)

移転工法 (計画) 各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等) の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第 14 号 (第 135 条関係)

補 償 説 明 記 録 簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	主任技術者	担当技術者	

様式第 14 号 (第 154 条関係)

補 償 説 明 記 録 簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	主任技術者	担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第 15 号 (第 168 条関係)

土 地 調 書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

受注者 ㊟

調査責任者氏名 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称 ㊟

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 ㊟

記

郡 町 地内
市 区 地内

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

様式第 15 号 (第 162 条関係)

土 地 調 書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

受注者 ㊟

調査責任者氏名 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称 ㊟

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 ㊟

記

郡 町 地内
市 区 地内

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第 16 号 (第 168 条関係)

物 件 調 書

静岡県が施行する
取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
使用
とおり調書を作成する。

年 月 日

受注者
調査責任者氏名

㊟
㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称

㊟

年 月 日 関係人 住所
氏名又は名称

㊟

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏 名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

様式第 16 号 (第 162 条関係)

物 件 調 書

静岡県が施行する
取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
使用
とおり調書を作成する。

年 月 日

受注者
調査責任者氏名

㊟
㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称

㊟

年 月 日 関係人 住所
氏名又は名称

㊟

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏 名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第 17 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
称号又は氏名
代表者氏名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

様式第 17 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
称号又は氏名
代表者氏名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 18 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票		
年 月 日		
業務の名称		
指 示 事 項	添付図面	葉
	総括監督員	
	主任監督員	
上記事項について指示します。		
上記指示について承諾しました。	主任技術者	
年 月 日	担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 版縦とする。

様式第 18 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票		
年 月 日		
業務の名称		
指 示 事 項	添付図面	葉
	総括監督員	
	主任監督員	
上記事項について指示します。		
上記指示について承諾しました。	主任技術者	
年 月 日	担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

様式第 19 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する承諾書				
年 月 日				
業務の名称				
承 諾 事 項	添付図面 葉			
			主任技術者	
			担当技術者	
上記事項について承諾願います。				
上記指示について承諾しました。		総括監督員		
		主任監督員		
		監督員		
年 月 日				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **版**縦とする。

様式第 19 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する承諾書				
年 月 日				
業務の名称				
承 諾 事 項	添付図面 葉			
			主任技術者	
			担当技術者	
上記事項について承諾願います。				
上記指示について承諾しました。		総括監督員		
		主任監督員		
		監督員		
年 月 日				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第 20 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記指示について協議します。 年 月 日		総括監督員		主任技術者	
		主任監督員		担当技術者	
		監督員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 20 号 (第 16 条関係)

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記指示について協議します。 年 月 日		総括監督員		主任技術者	
		主任監督員		担当技術者	
		監督員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 21 号 (第 13 条関係)

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称							
打合せ場所							
打合せ年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	発注者						
	受注者						
打合せ内容及び質疑							
						特記事項	
総括監督員	主任監督員	監督員	主任技術者	担当技術者			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

様式第 21 号 (第 13 条関係)

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称							
打合せ場所							
打合せ年月日		年	月	日	時間	自	至
出席者	発注者						
	受注者						
打合せ内容及び質疑							
						特記事項	
総括監督員	主任監督員	監督員	主任技術者	担当技術者			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 22 号 (第 166 条関係)

土地買取調書

郡 町 地内
県 市 区

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

様式第 22 号 (第 160 条関係)

土地買取調書

郡 町 地内
県 市 区

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

(新設)

様式第 23 号 (第 10 条関係)

用地調査等業務に係る個人情報の取扱いに関する点検表

No.	チェック項目	回答	実施状況(いない又は該当なしと回答した場合は、その理由を記入してください。)
責任体制等			
1	責任体制を整備し、責任者、従事者を県に届け出ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
2	個人情報等を閲覧するための権限(ID、パスワード等)は、県に届け出た者以外に付与しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
教育・研修			
3	当該委託業務に携わる従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに関する教育・研修を実施し、個人情報の取扱いに関する安全保護措置の内容と必要性を理解させていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
再委託等			
4	再委託等を行う必要がある場合は、県の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
5	再委託先等に対して、業務及び個人情報の取扱いについて、どのような管理監督を行っていますか。 (管理監督の具体的な内容を実施状況欄に記入してください。)		
取得			
6	個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
目的外利用及び提供の禁止			
7	県から引き渡され、又は受託者が取得、作成した個人情報を県の同意を得ることなく委託契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
複写・複製の禁止			
8	県から引き渡された個人情報について、県の同意を得ることなく、複写・複製しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
重要情報の管理			
9	個人情報を取り扱う作業場所は、部外者が簡単に入れない社内の適切な場所に特定していますか。(入退室管理及び施錠管理を行っていますか。)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
10	作業場所を県に届け出ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
11	当該委託業務に関する個人情報は、台帳へ記載することにより組織的に管理していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
12	県と作業場所との間で情報を運搬する際の運搬方法が特定されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
13	県と作業場所以外の場所へ情報を持ち出す際には、県の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
14	県の同意を得て情報を持ち出す場合にも、常に携帯し、移動途中は業務に必要な行動はしないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	

No.	チェック項目	回答	実施状況(いない又は該当なしと回答した場合は、その理由を記入してください。)
15	個人情報が記録された記録媒体や紙媒体は、施錠管理できる保管室や金庫等で厳重に保管していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
16	電子化されている個人情報には、暗号化やパスワードの設定による安全保護措置がとられていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
17	従事者が作業場所から不正に情報を持ち出せないような対策をとっていますか。(具体的な対策の内容を実施状況欄に記入してください。)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
パソコン等の管理			
18	私的に使用するパソコン等で個人情報を取り扱わないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
19	個人情報を取り扱うパソコン等は必要最小限のものに限定し、台帳により管理をしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
20	個人情報を取り扱うパソコン等にセキュリティワイヤー等の盗難防止対策を実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
21	個人情報を取り扱うパソコン等は、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を行っていますか。やむをえず、インターネットに接続されている場合、ファイアウォール等による厳重な不正アクセス防止対策が実施されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
22	個人情報を取り扱うパソコン等について、常に最新のセキュリティパッチを適用していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
23	個人情報を取り扱うパソコン等にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
24	個人情報を取り扱うパソコン等に個人情報の漏えいにつながる業務に關係ないアプリケーションがインストールされていないことを確認していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
25	個人情報を取り扱うパソコン等について社外への持ち出しが必要な場合、持ち出すパソコン等を特定するとともに必要最小限の台数にしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
26	個人情報を取り扱うパソコン等について社外への持ち出しが必要な場合、管理簿等により持ち出し状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
漏えい等防止対策			
27	複数の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、宛先を原則BCCとしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
28	電子メールや郵便物を発送する際は、宛先や内容に誤りがないか複数人で確認していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	
29	漏えい等事故発生時には、当該事故を知った時点で、直ちに委託者に第一報を入れるとともに、以後の状況を適時報告することを認識していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし	

備 考

改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。